

# 戸籍謄抄本等交付申請書

市区町村長

年 月 日

申請者	住所			
	氏名	ふりがな (自署又は記名押印) * 年 月 日生	明治 大正 昭和 平成 西暦	
どなたの証明ですか	氏名	ふりがな 年 月 日生	明治 大正 昭和 平成 令和	
	本籍	筆頭者		
どなたの証明が必要ですか	申請者からみて必要な人との関係 (印)	本人・夫・妻・父・母・子・孫・祖父・祖母 その他 ( ) 直系血族以外の方は委任状が必要となる事があります。		
	被相続人 ( ) の ( ) (出生) から ( ) (死亡) までの連続した戸籍を ( ) セット			
どんな証明が必要ですか	戸籍	全部事項証明 (謄本)	通	450円
		個人事項証明 (抄本)	通	
	除籍	全部事項証明 (謄本)	通	750円
		個人事項証明 (抄本)	通	
	改製原戸籍 昭和 平成	謄本	通	750円
		抄本	通	
戸籍の附票	以下の記載が必要 本籍及び筆頭者氏名 その他 住所 ( ) から ( ) ( ) までの履歴必要	全員の写し 個人の写し	通	市区町村により手数料が異なります。 岡崎市は 附票 200円 身元証明書 200円
身元(分)証明書 (本人以外は委任状等が必要です。)			通	
その他 ( )			通	
具体的な使いみち	資格取得 パスポート 戸籍の届出 廃車 相続 その他 ( ) (使いみちを具体的に下にご記入ください。)  相続関係で戸籍を請求される場合は、だれの相続で、どんな戸籍を必要とするか具体的にはっきりとご記入ください。 第三者による請求の場合は根拠書類が必要となります。			
最近2週間以内に戸籍の届出をされましたか? いいえ・はい (以下への記入)				
( ) 市役所に、令和 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日に、 出生届 婚姻届 離婚届 死亡届 ( ) 届の届出をした。				
同封	手数料 (定額小為替)	円分	返送料 (切手)	円分

手数料等については裏面「戸籍の郵送請求の方法」を参考にしてください。

# 戸籍の郵送請求の方法

戸籍謄本などを郵送で請求する際は、以下の(1)から(4)を送信封筒に同封のうえ、本籍地市区町村役場の戸籍等証明書交付担当にお送りください。

## (1) 申請書(裏の用紙です。)

裏の用紙がない場合は、便せんなどに以下の内容を記入いただいても結構です。

・申請者の住所、氏名(署名をしてください。)	・電話番号(昼間に連絡がつくところ)
・証明の対象となる人の氏名、生年月日	・必要な戸籍の本籍、筆頭者氏名
・申請者から見た証明の対象となる人との関係	・請求する戸籍の種類・通数
・使用目的(具体的な使いみち)	

## (2) 本人確認書類のコピー

本人確認と住所確認のため、運転免許証、健康保険証などの証明書をコピーして同封してください。

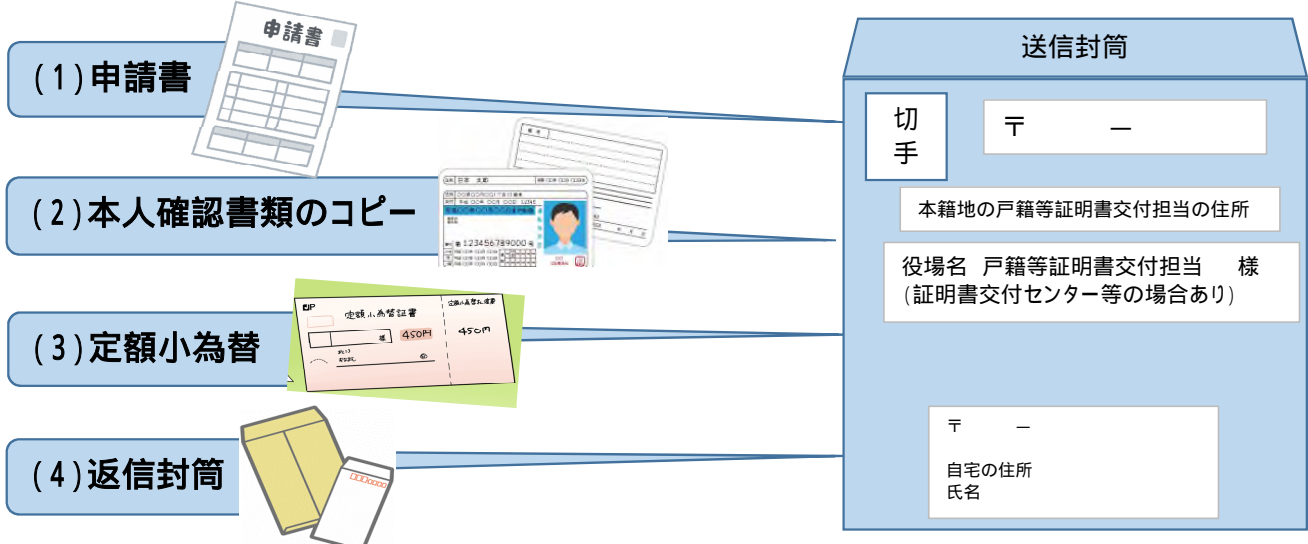
## (3) 定額小為替(郵便局で購入)

郵便局で定額小為替(ていがくこがわせ)を買って、同封してください。

- ・戸籍謄本・抄本 1通450円
  - ・除籍謄本・抄本 1通750円
  - ・改製原戸籍謄本・抄本 1通750円
  - ・届書記載事項証明書・受理証明書1通350円
  - ・附票・身元証明書
- 本籍地の市区町村にお問い合わせください。

## (4) 返信封筒

申請者の住所、氏名を記入のうえ、84円切手を貼ってください。2通以上申請する場合は、94円切手を貼ってください。また、速達郵便を希望される場合は、返信封筒に赤字で「速達」と記入の上、速達料金260円分を加えた額の切手を貼ってください。返送先は住民登録地のみです。



### <岡崎市での定額小為替の取扱い>

郵送での請求の場合の手数料については、定額小為替にておつりがないようにお願いします。

- ・地方自治法施行令第156条に証券による納付の場合は納付金額を超えないものと規定されていますので、ご協力をお願いします。
- ・定額小為替の有効期限は発行日から6か月ですが換金の都合上、発行日から5か月を越えないものをお願いいたします。
- ・おつりが発生する場合で送付された小為替の中から用意できないときは、切手でお返しさせていただくこともございます。

相続等で“出生から連続する戸籍”を請求される場合は、戸籍が何種類になるか分からないため、手数料が定まらない状態ですが、電話等で事前に確認いただく事ができません。よって、いずれかの方法で請求いただくことになります。

#### 【お急ぎの場合】

- ・小為替をあらかじめ多めに送付してください。
- ・一例として、出生(昭和20年前後生まれ)から死亡(平成13年以降)までの連続する戸籍は、4種類ある場合が多いです。最新戸籍(死亡の記載がされた)に配偶者や子等の在籍者がいる場合は750円の小為替を3枚と450円の小為替を1枚、在籍者がいない場合は750円の小為替を4枚送付してください。
- ・また、戸籍の異動が多い方は、4種類以上になる場合があります。750円小為替を更に多めに送付するようにしてください。
- ・小為替が不足の場合、不足金額を小為替で追送いただくよう連絡します。その際証明書の発送は、手数料が全て到着してから発送となります。ご了承ください。
- ・原則としておつりは、送付された小為替から返却します。
- ・返信用切手が不足していると、不足金受取人払の扱いになり、証明書の到着が遅延することがあります。切手も多めに送付ください。

#### 【お急ぎでない場合】

- ・当初の郵送時に、手数料を入れずに申請書類一式を送付してください。請求内容を確認次第、こちらから手数料を電話にてお知らせします。
- ・お知らせした手数料を小為替で用意いただき追送してください。手数料が到着してから証明書を発送いたします。